

あなたのため・みんなのための年金だより

年金 ……そこが知りたい

継続申請を
ご利用ください。

国

国民年金保険料の全額免除または若年者納付猶予の承認を受けられた方が、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合の手続きが簡素化されました。

これまで、国民年金保険料の免除申請や若年者納付猶予の承認を受けるためには、毎年、お住まいの市区町村の窓口へ申請書の提出が必要でしたが、

継続申請の可否	全額免除	所得基準 内承認	等た認 災し認 天と認 業理承 失を承
	納付猶予		×
	4分の1納付	×	×
	半額納付	×	×
	4分の3納付	×	×

平成18年度以降、全額免除と若年者納付猶予に限り、引き続き申請を希望される場合には、改めて申請書を提出する必要がなくなり、申請手続の負担が軽減されることになりました。

ただし、失業もしくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由とした全額免除、納付猶予及び一部納付制度は、毎年申請が必要となりますので、ご注意ください。



社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます。

平

成17年3月31日に所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場

合には、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の添付が義務付けられています。

平成19年中に国民年金保険料を納付された方には、控除証明書が11月または翌年2月に送付されます。年末調整や確定申告の際には、控除証明書や領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

11月に送付される方
平成19年1月1日から平成19年10月1日までの間に国民年金の保険料を納付された方
・翌年2月に送付される方
平成19年10月2日から平成19年12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付された方

控除証明書についてのお問い合わせ先
☎05700009911
(平日9時～17時)

一般電話、公衆電話から市内電話料金でご利用いただけます。ただし、PHSなど一部ご利用にならない回線があります。
・IP電話からのお問い合わせ先
☎0453261840
(平日9時～17時)

わたしのつた

短歌 【あぶた短歌会】 九月定例会

噴火湾に捕れし魚貝とわが庭の

トマト胡瓜に今宵イタリアン

暑き日も蝉の啼くのも絶へしいま

主役の虫の音秋を演ずる

朝毎に同じ場所にて啼く鳥

何を告ぐるかしやがれ声にて

住み慣れし街に別れを告ぐるわれ

人の運命のつれなきに泣く

あきらめし朝がほの苗すくすくと

宙に伸びゆく五輪の紅よ

真昼の国道三十七号狂ほしげに

蝉時雨がどこまでもつづく

燕返し見事にきめて虫をとり

急ぎとび去る雛まつもとへ

草に啼く虫のすきねにさそはれて

遠まわりする月かげの道

愚かなる自負もありたる秋の日に

グラジオラスの球根植えし

内浦の潮騒ききつはまなし玫瑰の

實はあせらずに朱に染まりゆく

俳句 【あぶた俳句会】 九月定例会

月天心夜半の病棟音のなし

本当は気弱なわたし夢の花

帰省子の一気に水を飲み干せり

文鎮の触れ合う音や秋涼し

稔る秋宅配届き舌鼓み

病窓を細く開けても秋の風

涼しさや水屋の立ち居私語のなし

友好の茶会にひそと吾木香

赤塚 瑛子

太田 智

北島 加代

伊藤 静子

室野 晃慶

石黒まさ子

元田フジ子

山本 孝

大西 芳子

大久保とみ乃

瀬川 稔

井村 育子

矢野 知子

塩川サチ子

小笠原 勇

三瓶 修

菅原 敏子

白井 みえ